

紀

要

第10号

目次

序

- 縄文時代石器研究の方法論序説 (鈴木 康二)
弥生社会からみた独鉛石 (山井 中洋介)
犬上川左岸扇状地における考古学的研究 (近江歴史クラブ)
犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案 (畠中 英二)
犬上川左岸扇状地の古墳群について (北原 治)
近江における階段式石室の検討 (堀 真人)
犬上川左岸扇状地における無袖式横穴式石室 (辻川 哲朗)
古墳時代後期から終末期にかけての土壙墓の問題点 (畠中 英二)
犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究 (畠中 英二)
犬上川左岸扇状地における馬具副葬上塚墓について (山中 由紀子)
犬上川左岸扇状地における古墳出土の土器様相について (中村 智孝)
犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観 (畠中 英二)
東大寺水沼荘の開発 (神保 忠宏・畠中 英二)
「湖東系軒丸瓦」に関する基礎的考察 (重岡 順卓)
古代王権論にむけて (細川 修平)
日野町出土の瓦器碗をめぐって (玉垣 幸徳)
滋賀県伊香郡高月町井口集落周辺の水利と環境
井口城とその立地 (神保 忠宏)
水と環境教育 (佐野 静代)

1997.3

(財)滋賀県文化財保護協会

犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究

—葬送儀礼に煮炊具を用いる習俗を中心について—

畠 中 英 二

ここでは犬上川左岸扇状地における後期～終末期古墳に見られる葬送習俗の問題について触れることしたい。中でも煮炊具を葬送儀礼の中で用いる点について触れてみたい。

1. 資料の検索

—煮炊具を用いる葬送儀礼の事例—

①塚原古墳群1号墳（文献38）

塚原1号墳からは、土師器壺が1個体出土している。供伴する須恵器がI段階新相であり土師器壺そのものの年代観からも7世紀前半代の所産であると考えることができる。マーキングをみると限りにおいては須恵器の一群とは異なる場所に置かれていたと判断できる。

②塚原古墳群5号墳（文献38）

塚原5号墳からは、平底の土師器が出土している。下半のみしか出土していないが平底のものである。供伴する須恵器がI段階新相であり7世紀前半代の

所産であると考えることができる。出土位置などについては復元が不可能である。

③北落古墳群S X 9401（文献29）

小石室に分類することが出来る北落古墳群S X 9401からはミニチュアの土師器煮炊具が出土している。供伴する須恵器が無いことから時期決定については問題が無くはないが、ミニチュア土師器煮炊具が所謂近江型土師器甕の形態、調整方法を忠実に模していることから7世紀前半代以降の所産であると考えができる（文献156）。

④犬上川左岸扇状地における煮炊具を葬送儀礼に用いる事例

以上、現時点においては煮炊具を葬送儀礼に用いたと判断できる事例は3例を数える。共通する点は何れもが7世紀以降に見られる点であり、大津北郊地域においてミニチュア炊飯具セットの使用が終息する時期から見られはじめるという点について指摘することができる。3つの事例はその他の点につい

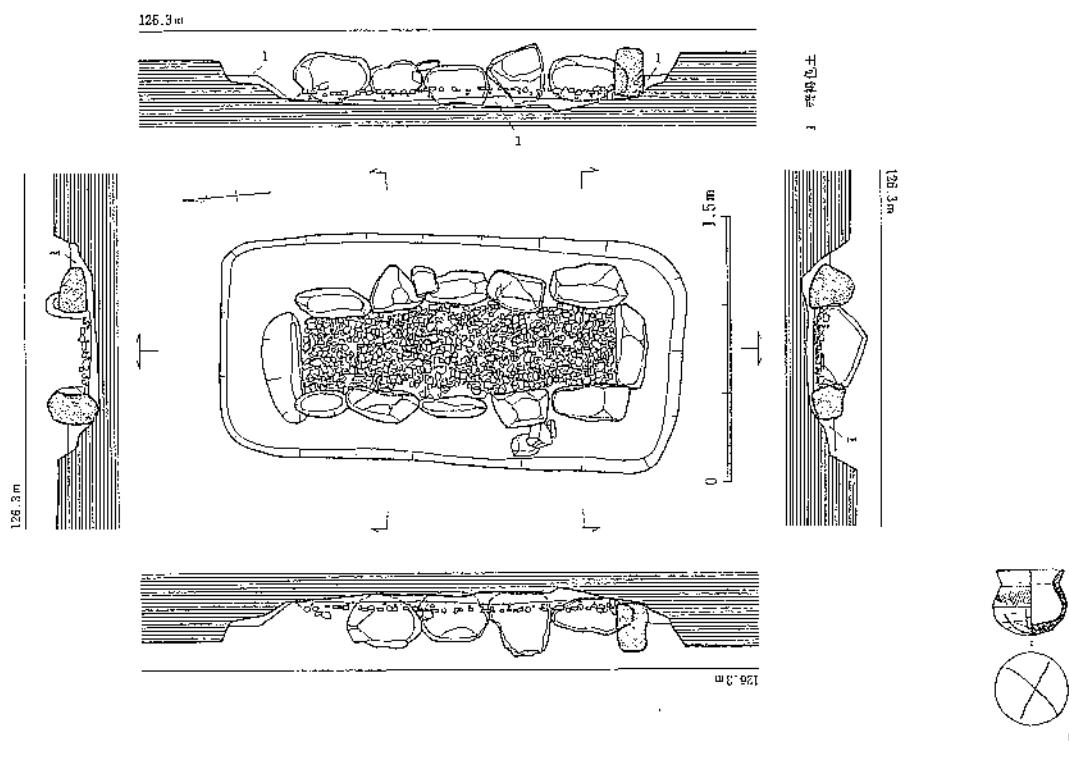


図1. 北落古墳群S X 9401の石室と出土遺物

ては何れもそれぞれに特徴を持ち何らかの傾向を見出すことは困難である。実用品を用いている塚原1号墳例、ミニチュア品を用いているにもかかわらず大津北郊地域には類似品が存在しない北落古墳群例、平底形態をとる土師器を用いていることから朝鮮系軟質土器との何らかの関連を想定させる塚原5号墳例がある。ただ、出土地点については不明な点が多く検索不可能である。

2. 類例の検索

①日本列島内の事例

—滋賀県大津北郊の古墳群を例に挙げて—

煮炊具を用いる葬送儀礼を行い、かつ、石室内にそれらを納める習俗自体は、犬上川扇状地の墳墓関係資料を検索しても、さほど事例が見当たらなかつたことからも分かるように、7世紀代以前（つまり6世紀代）のこういった事例は（一部の地域を除いて）殆どと言ってよいほど見られないのが一般的であるといえる。その中で、地域的に前述の事例が顕在化しており、形態的に類似しているものとしては、河内地域（大阪府）、大和南部（奈良県）、大津北郊（滋賀県）であるといってよいだろう。これらの

地域における状況を把握することによって、6世紀代に点的に分布する煮炊具を用いる葬送儀礼を持つ習俗の検討を行いたい。まずは、資料の比較的はつきりとしている滋賀県大津北郊の古墳群の事例の検討からはじめたい。今回は共同研究という枠組みの中での紙幅の関係もあり、詳細の事例の検証過程を省き概略についてのみふれることとする（図2を参照）。

大津北郊地域においては、5世紀末～6世紀前半代と位置付けられる須恵器を伴う古墳（横穴式石室）の存在が知られ、近畿地方レベルでみると極めて早い時期に造墓がなされていることがうかがわれる。しかし、この段階においては（検出されている石室自体が少ないこともよるが…穴太翁16号墳など）前述の習俗を持つものは確認されていない。今後の資料の増加に期待したい部分である。次いで6世紀前半代に入ると造墓はコンスタントに続けられ、群を明確に構成はじめる。その時点においてはじめて煮炊具が石室内において見出せる。ただ、この段階のものについては大津市大通寺3号墳の事例に見られるように、実用品の大きさのものがそのまま用いられているという点が指摘されている。

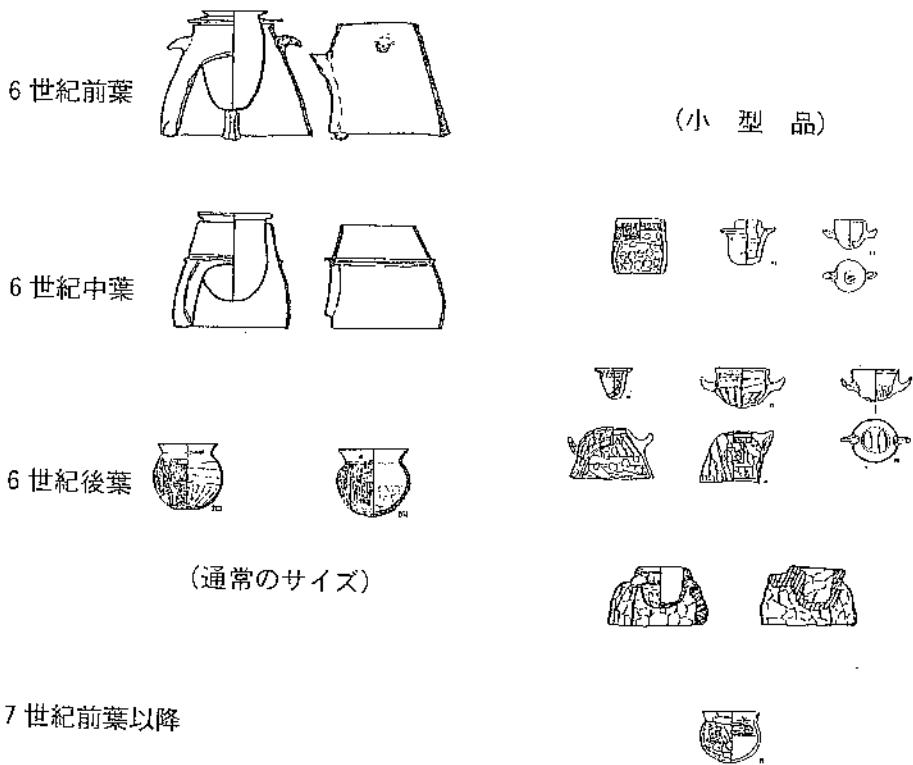


図2. 大津北郊における力マド型明器の流れ

なお、ここで見られる実用品である竈セットは、河内（中部）地域において極めて特異な地域色を発現したものに近似することに着目したい。一つの考え方としては、これらの羽釜は朝鮮半島をルーツにするものであるから河内中部と大津北郊に同時に伝播していても何等問題はないとするもの、もう一つの考え方としては、大津北郊においてはその後顕在化したことから、あくまでも客体（つまり搬入された可能性の高いもの）として捉え、大津北郊と河内中部との何らかの関係を想定するものである。小稿では、後者の考え方方に立つこととした。ともあれ、日本列島の古墳時代後期の墓制からみると、石室内に煮炊具が見られるという特異な状況は顕在化し、局所的に継続していくのである。6世紀中葉頃にはこれらの煮炊具はミニチュア品となって明器としての様相をより強めてくる。これらが一般的にいわれるミニチュア炊飯具セットである。これらは大津北郊の古墳群の中で半分以上の比率でみられることから、この地域においてはかなり一般的な習俗であったと判断してもよさそうである。これらのミニチュア炊飯具セットは一般的には7世紀代に入ると消滅するといわれている。しかし、資料をみる限りにおいては必ずしもそうであるとはいえない。7世紀前半代に位置付けられる大津市大通寺30・31・32号墳（文献64）においてみられる事例に示されるように、当該期から出現する所謂近江型土師器壺を模して小型化したものが埋納されていたのである。そういう視点に立つとかなりの資料の増加が見られ、煮炊具を明器として用いる習俗は7世紀に入って突如として終息を迎えるのではなく、形を変えながらも継続されていくのである。この「形が変わる」という点は非常に重要な要素であろう。形が変わると同時に、犬上川左岸扇状地など前段階までにそういったものが見られなかった地点においてもおぼろげながら顕在化する様になるのである。6世紀代の点的な分布状況から7世紀代に入ってからの若干の拡散と習俗の道具立ての変化は重要な視点となるだろう。

6世紀代に大津北郊以外で点的な分布が見られる地域としての大和南部や河内中部地域においても概ね同様の展開を見せる。石室内で見出される煮炊具が実用品でミニチュアではない事例は大和南部や河

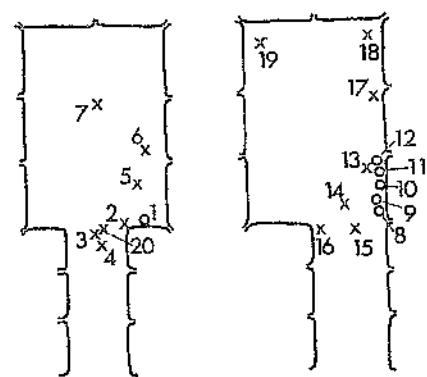


図3. 大津北郊におけるカマド型明器の出土位置

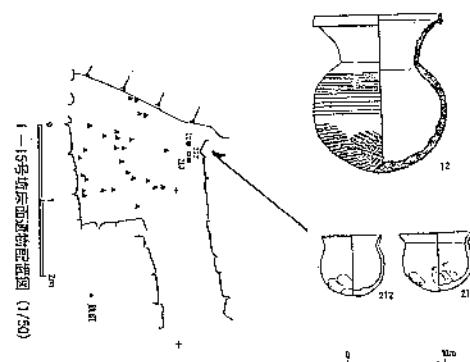


図4. 一須賀古墳群におけるカマド型明器の出土位置

内中部地域においても見受けられ、寺口忍海古墳群（文献100）においては若干のミニチュア炊飯具セットと実用品の煮炊具が多く混在する状況を見せる。なお、これらのミニチュア炊飯具セット及び実用品の煮炊具が石室内において見られる古墳には、銅鏡・銅鏡子などの渡来的色彩が濃厚な遺物が共伴することも一般的である。煮炊具を石室内に納めるという習俗自体が渡来系のものであると判断することは不可能ではないだろう（葬葬者が渡来人であるか否かは別の次元の問題である）。

また、ミニチュア炊飯具と総称され得るものをして室内に納める事例は幾つかの点的な地域で確認されているが、形態的な類似に留まらず石室内における配置場所においても類似性がある。大津北郊におけるミニチュア炊飯具セットの事例の検索の中から、築道部から石室に入って右側（つまり左側壁）に配置するという傾向を持っている事例が多いことが指摘された（図3を参照）。そこで、他の地域の

事例を検索すると、同様の傾向が読み取れるのである（図4を参照）。つまり、前述のように形態的な類似は配置位置についても共通性を持っていることがうかがわれる所以である。ただ、石室内に納められたミニチュア炊飯具セットは形態に類似性があると述べたが、実際には形態的な相違点が若干ながら受けられるのである（文献110）。ミニチュア炊飯具が地域毎に実際に用いられている炊飯具を直接模したものであることを示している（前述の三重県中火谷古墳事例も同様である）。この若干の違いは大和、河内、近江という地域差に起因していると考えられる。

ともあれ、これを以って、煮炊具を石室内に納めるという行為が、石室内での配置も制約されている点から、何らかの習俗を大いに反映していることが理解できる。また、煮炊具を石室内に納める習俗の中でミニチュア炊飯具を用いて石室内配置も制約するグループとそうではない一群が存在すると考えてよいだろう。これら両者の関係はすべての事例が時間的な前後関係で位置付けられるものではなく、その他の要素を持ってしても何に起因するものであるのかは明らかではない。これら2つのグループに分類することは可能ではあるが、とりあえず事例が重複する地域が大半であることから巨視的に見れば同様の習俗であると捉えて論を進めると、これらの事例がどのような習俗（若しくは世界観）を反映したものであるのかが問題となる。古墳時代後期の葬送習俗に見られるものは一般的に多くの墳墓関係の事例にみられる「ヨモツヘグイ」であり、それには食器としての須恵器などの容器類が納められているものが該当するという。ミニチュア炊飯具セットも同様の視点で捉えられることがあるとは思われるが、ここでは異なる視点を提示したい。ミニチュア炊飯具セットの事例の検索から明らかなように、これらは左側壁藻道部付近から出土するが多く、2次的、3次的に移動してしまっている個体も本来はこの位置に納められていたと想定できる。つまり、石室という空間の中で或る個体が配置される地点が決められていると判断できるのである。棺（木棺、石棺など）といった遺体に伴って棺外に納められる傾向の強い馬具（文献187）や棺内に納められる傾向

の強い刀、玉等の装飾類の在り方とは基本的に異にしている。これらミニチュア炊飯具セットは棺（つまり人間）に伴うと考えるよりも、石室に付随するものであると考えることが出来るのである。つまり、石室を何らかの空間として認識する行為であると判断でき、決められた位置に配置されたものがミニチュア炊飯具セット（つまり煮炊具）であることから石室内を生活空間として認識するものと考えてよいだろう。つまり、ミニチュア炊飯具セットは石室内を死者の生活空間として認識する一つの道具立てであると捉えることが出来、これらを明器として取り扱うことが可能なのである。（地域的に重複する点や基本的には同様の習俗であると判断できることから、前述のように実用品を石室内に納めている事例も同様のものとして位置付けておきたい。）

石室（墓室）内を死者の生活空間として認識するという世界観（習俗）を持っているものとしては、中国大陆の事例にもあるように死者の生活していた時点のものを（ミニチュアにして）墓室内に納めるものが類例としてあげられる。ここで強調しておきたいのは6世紀代の日本列島地域においてこういった認識に基づく習俗を持っている集団は点的な存在でしかなく、特異な位置付けが出来るものであると考えておきたい。この古墳の被葬者が即渡来人であると判断するには早計であるが、渡來的な習俗の理解度がかなり高いと判断することは出来るだろう。

（2）その他の地域の事例

従来、大津北郊などで見られるミニチュア炊飯具セットはおそらく朝鮮半島で盛行する習俗であり、当然のことながら発見されるものであると考えられてきた。事実、「ミニチュアカマドセットの高句麗での出土状況についても図面を示してお聞きしたところ、共和国でも4～5世紀の古墳からたくさん出土するとのことであった」というコメント（文献80）も残されているが、事実関係については明らかにされないままであった。そこで、小稿では、朝鮮半島や中国大陆におけるミニチュア炊飯具セットの検索を行うのではなく、煮炊具（土製、金属製を問わない）を石室内に納める習俗を持つ事例の検索を簡単に行いたい。

朝鮮半島における事例は冷水里古墳などにみられ

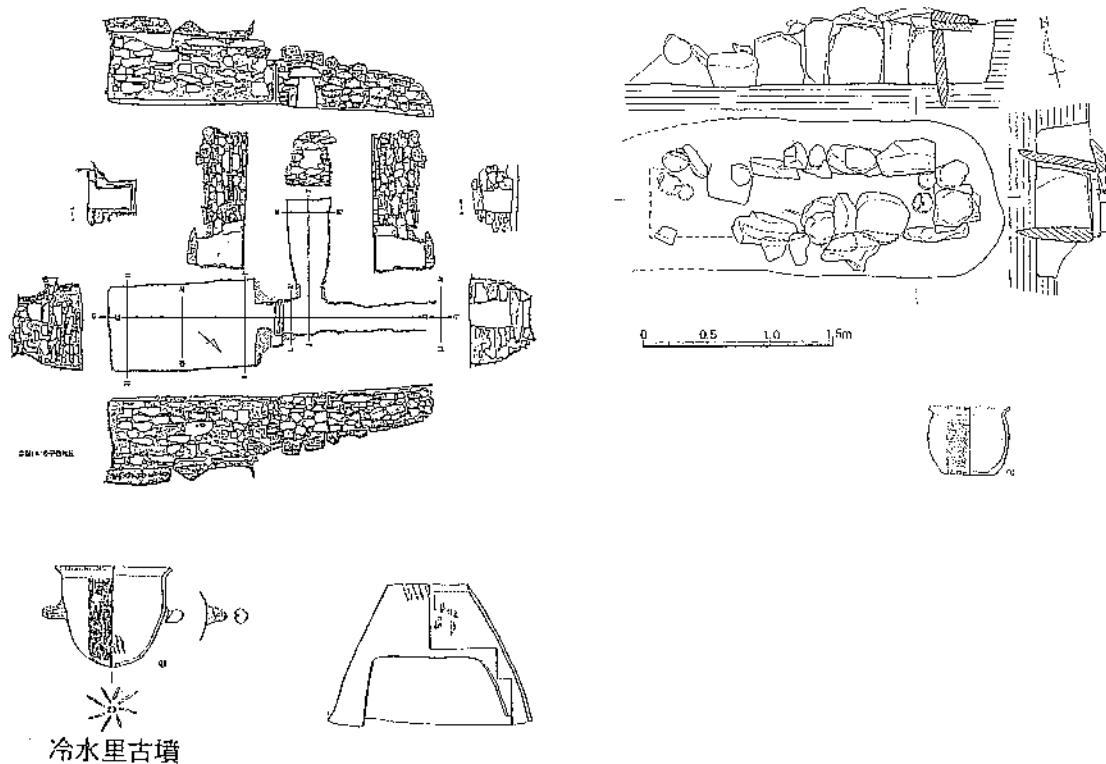


図5. 朝鮮半島におけるカマド型明器の出土事例

るが如く、カマドと甌を副葬している事例があるものの、未だセットでの副葬はあまり顕著に見出すことはできない。一方、枚挙に暇なく、一々挙げるのが困難なものが煮炊具のみを副葬する事例である（図5を参照）。また、鉄釜の副葬も知られている。つまり、煮炊具を古墳に納めるという認識で事例を挙げると、日本列島の古墳時代後期における事例とは比べものにならないほど多く確認できることがわかる。中国大陆においては、明器の副葬は漢代において盛行するが、それ以降も確認されるものである。ただ、形態に見る地域差はかなり内包しており（少なくとも朝鮮半島南半とは大きく異なる）、各地域で主体的に用いられているものを模したもの（或いは実物）が明器として副葬されていると言える。

これらの形態は基本的には地域に密着した在り方を示し（地域毎に存在する実用品の煮炊具の姿であると考えられ）、日本列島で出土する事例と必ずしも形態的に類似性が無くともよいと考えることが出来るのであり、本質は煮炊具を死者に供えるという習俗をもっているのかどうかにあると考えるのである。

3. 習俗の道具立てとしての石室内出土の煮炊具の研究

以上に、古墳時代後期において葬送儀礼に煮炊具を用いる事例の検索と若干の理解の方法についてふれてみた。ここでひとまず検索と検討の結果をまとめてみたい。

石室（墓室）を死者の生活空間として捉える習俗を持つもの（死者の持ち物として副葬品を納める）は、中国大陆に見られるものが顕著で、朝鮮半島においても直接的なものではないものの石室内の煮炊具の存在から同様の習俗を背景にしていると考えられる事例を検索することが出来た。また、日本列島地域における古墳時代後期の墓制にはこういった習俗を一般的なものとしてみると困難であるが、一部の地域で点的に存在を確認することが出来る。

6世紀代の日本列島地域においてこれらの習俗を持つと考えられるものは大津北郊・河内中部・大和南部のみに集中し、かつ巨視的には点的に存在する。これらの地域で見られる煮炊具を石室内に納める事例は、実用品をそのまま用いるものと、実用品を模したミニチュア品を用いるものの2者が存在する。これら2者の事例は前述の3地域内で重複して存在

し、かつ、時間軸上においても共存しているようで、両者を分割する理由は無く、基本的には同様の習俗（世界観）を背景を持つものであると考えておきたい。

大津北郊の事例の検索から、ミニチュア炊飯具セットと呼称される一群は、石室の葬道部から見て右側（つまり左側壁葬道部寄り）に配置される事例が目立つことが指摘できる。原位置を留めていないものも、本来はそこに配置されていたと考えることが出来る。こういった事例は河内中部や大和南部の事例においても追認でき、これらミニチュア炊飯具セットには（空間を越えて）配置が決められていた可能性があることが指摘し得た。この事例は、まさに石室を死者の生活空間と認識する世界観を背景にしており、そこで執り行われる習俗の道具立てとしてこれらの遺物が存在するものであると考えた。

日本列島の中で3つの地域においてこういった習俗が顕在化しているが、中でもミニチュア炊飯具セットを用いるものは、巨視的にみるとほぼ同様であるが、微視的には地域毎の分類が可能である。これは、地域で本來的に用いられていた実用の煮炊具の形態を模したものであると判断でき、従来想定されていたように、朝鮮半島において、日本列島で見られるミニチュア炊飯具セットが発見されるのではないかとする考え方については否定でき、存在するとするならば朝鮮半島の或る地域で日常的に用いられているものが石室内に納められていた筈である。この点については、事例の検索において明らかにした。

これらの、習俗を持つ被葬者がどのような属性を持っているかについてふれてみたい。これらの事例の検索しうる古墳からは（朝鮮系）渡来系習俗の濃厚な釧子や銅釧などが供伴することが多く、中でも朝鮮系軟質土器の煮炊具が納められている事例も検索し得た。この点から結論的には、（プロセスは異なるものの）従來說かれていたように渡来系の人物であったかどうかはともかくとして、渡来系習俗に対する理解度がかなり高いと捉えることができるだ

ろう。

6世紀代において地域的にかなり限定されたこの習俗は、7世紀代に入ると若干形態を変えながらも継続し、かつ、地域的に拡散する様相がうかがわれる。今回取り扱った犬上川左岸扇状地の古墳等がそれに該当する。この段階に入って、大津北郊などミニチュア炊飯具セットを積極的に用いていた地域においてそれらが見られなくなる点については、（小稿では取り扱う余裕が無いが）それらの背景について明らかにする必要があるだろう。

4. 結び

犬上川扇状地の古墳に見られる習俗の研究と題して、稿を進めてきたが以上にふれた全体的な傾向の中でどのような位置付けが可能であるのかについてふれてみたい。

石室内から出土する煮炊具を中心に据え、これらの事例が一般的に見られる吉墳習俗とは異なるものであった可能性を指摘したが、6世紀代においては分布範囲が点的で特徴的な在り方を示し半島・大陸に類例が見られ、渡来的習俗の範疇で理解できるものであるとした。7世紀代に入ると分布範囲が広がり、拡散傾向を示す段階で当該地域においては導入された習俗であると判断してもよい。ただ、甲良町北落S X9301号墳（文献29）において釧子の破片と考えられるものが出土している他、大半は1段階新相以降の7世紀代の所産と考えられるものであり、須恵器の徳利型平底壺が多く出土し、また、土師器の平底の煮炊具も出土している。つまり、当該地域の古墳においては主体は7世紀代（6世紀代に入ると考えられる資料も無くはないが、...）ではあるものの、葬送儀礼において渡来系習俗が顕在化している地域であるといえそうである。ただ、6世紀代からの造墓が確認される地域であるにもかかわらず、その習俗が顕在化するのが7世紀代に入ってからであるという点については特徴的であると認識しておきたい。

編集後記

『紀要』の第10号をお届けいたします。

本号には多数の寄稿をいただいたため、紙幅の関係上、体裁を若干変えざるを得なくなりました。見にくい点等があるうかと思いますが、どうか御了承下さい。

さて、本号をもって、この『紀要』も10歳を迎える事になりました。ここに至る間には、多くの方々の御指導・御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後とも職員の研究活動の拠点として、さらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な御叱正・御鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(T・M、T・T)

平成9年3月

紀要 第10号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL:(0775-48-9780)

印刷・製本：明文舎印刷商事株式会社

滋賀県長浜市森町中久保386